懲戒処分書

(氏名) [redacted]	(現官職) 裁判所事務官 [redacted]

(処分の内容)

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法

第８２条第１項第１号，第２号及び第３号により懲戒

処分として免職する

平成２４年１０月１０日

任命権者　　前橋地方裁判所長　　三好幹夫